

令和元年度 瑞穂町産業廃棄物処理施設の設置等
紛争処理審査会要旨

- 1 日 時 令和元年11月28日（木曜日）
10時00分から11時10分
- 2 場 所 瑞穂町役場 本庁舎1階 職員休憩室
- 3 出席者 紛争処理審査委員
会 長 小川 幸三
副会長 藤山 恵子
委 員 加納 雅之
※委員の互選による正副会長選出
事務局 住民部長 大井 克己
環境課長 野口 英雄
環境係長 宮澤 伸一
環境係 鳥海 博史
- 4 説明者 (株) 総合整備
- 5 議 題 産業廃棄物中間処理施設2次破碎機追加に係
る関係地域について
(事業所名：(株) 総合整備)
- 6 傍聴者 なし
- 7 事前配布資料
・ 産業廃棄物処理施設設置等事業予定計画書 一式
・ 生活環境影響調査書 一式
当日配布資料
・ 瑞穂町産業廃棄物処理施設設置等紛争処理審査会次第

・紛争処理審査会委員名簿（資料１）

8 会議内容

（１）事案説明要旨

当該施設の当初許可申請では、２次破碎機は２台の許可を受けていたが、３台目となる１台を追加する際、東京都の軽微な変更との指導に基づき追加し、今回４台目となる１台を追加する相談をした際、４台目の設置にあたっては、処理工程全体を鑑みると軽微な変更とは認められないとの見解により、既存の３台目を含め２台分の許可申請を行おうとするものである。

産業廃棄物（廃プラスチック類）から石炭の代替燃料として、年間１，３００ｔをセメントメーカーに卸している。今回の破碎機の増設の目的は、メンテナンス時に処理効率を維持するためであり、全体の能力には変わりはない。建設廃材（塩ビ、アスベスト等）は基本的に受け入れていない。

【事業者の説明】

（２）質疑応答要旨

質疑 営業時間について、予定計画書は６時から２２時とあるが、処理施設稼働時間は２４時間とあるが、この差異は何か。

応答 ２４時間は維持管理計画の数字であり、受け入れ可能時間である。機械の稼働時間は１０～１６時間程度であり、遅くても１９時までの稼働。

質疑 当初設置計画では、処理に伴う排水は無いとあるが、スローパー等で清掃する際、排水の中に細かな廃棄物が流れ出ないか。

応答 床に汚れが飛び散ることは絶対に無いとは言えないが、許可を取っていないので、液体物の搬入は

断っている。床掃除はモップ、ほうき等で清掃、建屋の中は重機を使用して清掃している。

質疑 御社のHPに1台増設（3台目、軽微な変更）した際、処理能力の大幅増とあったが内容については。

応答 一次破碎機の処理能力が会社の処理能力とされるが、一次の投入量とラインの終末に出て来る処理量が見合っていなかったため、滞留せず処理する目的で増設したが、外部からの見学者に対して、何のために増設したのか、分かり易く表現したつもりだが曖昧だったかもしれない。

質疑 計画地道路を挟んだ北西側近接地には何があるか。

応答 自社や他社の駐車場のため、振動、ホコリ等の苦情は聞いていない。

質疑 工場見学や例えば〇〇デーなど、企業として定期的に住民と交わる機会（イベント）を作ることで、クリーンな施設のイメージをアピールできるのではないか。

応答 以前は住民からの工場見学も行っていたが、最近はや望が無くなり実施していない。現在は地元町内会の子供会のお祭り等には協賛させていただいているが、良い提案と思うのでぜひ検討したい。

質疑 がれき類とは、具体的に何か。

応答 建設系のがれき類は積極的に受け入れていないが、一般的に建設系の構築物を壊した際の不要なコンクリート廃材のこと。間違っに入って来る場合もあり許可が無いと触れない。中間処理施設としては

無許可営業になってしまうため、なるべく多く許可を取っている。

質疑 資料の差替えがあったが、何か変更があったか。

応答 当初予定に無かった風力選別機（精選機）を設置することになり、それに伴うラインの変更を行った。

※精選機…破砕した廃棄物の中から燃料になる細かなものを、埋め立て焼却に回す前に抜き出す装置。

質疑 リチウムイオン電池等による火災が大きな問題になっているが、これらの対応策は講じているか。

応答 搬入業者に対しては持込禁止としているが、紛れ込みを100%防げないと判断し、火災を想定してセンサーによる自動消火栓（事務所地下に40tの水を備蓄、20分間放水可能）を設置した。また、セコムに委託し各コンベアには炎感知器と監視カメラを設置している。

（3）答申内容

事業所から提出のあった予定計画書、環境影響評価及び過去の審査事例を考慮し、当該事業に係る関係地域は、事業所の敷地境界線から半径300メートルの範囲が妥当であると考えます。

また、事業所周辺の町内会に対して十分な情報提供を求めます。